

研究目的に係る権利制限規定の創設に関する今後の検討について

- 昨年度の小委員会における議論の結果、制度設計等の検討を進めるに当たっての視点・留意事項（※）が整理されるとともに、まずは、国内における様々な研究活動に係る著作物の利用実態・ニーズ等を把握することとされ、文化庁委託事業として「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」（委託先：財団法人ソフトウェア情報センター）が実施された。

（※）①契約等による対応可能性、②対象とする「研究」の範囲（研究の主体や研究分野、営利・非営利の違い等）、③研究と著作物利用との関連性（著作物利用の必要性の強弱）、④対象とする著作物の種類（書籍、論文、新聞、ウェブ情報等）、⑤情報源の適法性（違法にアップロード・複製等がされた著作物を対象にするか）、⑥著作物の利用形態（利用の形態・分量、他者への提供の有無等）、⑦権利者の利益保護への配慮（補償金の要否等）、⑧規定の明確性・柔軟性のバランス、⑨その他関連する課題（国立国会図書館から図書館等に送信された絶版等資料へのアクセスの容易化（法第31条第2項・第3項の適用場面の拡大）等）の9項目

- この調査研究によって、研究目的に係る著作物の利用実態やニーズ、円滑な利用に当たっての課題、権利者団体の意向・懸念、検討に当たっての論点等が一定程度明らかになっている。一方で、調査研究報告書では、（i）さらに多くの分野・人数にわたる研究者のニーズを適切にくみ上げるために、より広範・詳細な実態調査を行うことや、（ii）国際的な制度調和の観点から、諸外国における制度やライセンスの実態等についても把握することが必要である旨、指摘がされている。

- これを受け、今年度は、まず、上記（i）（ii）の点に関して新たな調査研究を実施することとし、その進捗状況も踏まえながら、適宜、小委員会において、制度設計等に関する議論を深めることとする。

（※）なお、研究目的での著作物利用にとっても重要な役割を果たしていると考えられる図書館関係の権利制限規定（法第31条）については、別途、デジタル化・ネットワーク化に対応する観点から、見直しに向けた検討を集中的に進めることとしている。

（以上）